

教育委員会定例会会議録

1 日 時

令和2年 9月 3日 (木)

開会 9時30分

閉会 10時55分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員
北野誕生水委員

欠席議員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 宮路正弘
次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、
次長(育成支援・社会教育担当) 中野敦子、次長(研修担当) 吉村元宏
教育総務課 課長 伊藤美智子、課長補佐兼班長 信藤克明、
班長兼企画員 森将和、主幹兼係長 田中紀子
小中学校教育課 課長 大塚千尋、充指導主事 山本正人
高校教育課 課長 井上珠美、班長 河合貞志、充指導主事 安田有紀、
充指導主事 水谷紀子
特別支援教育課 課長 赤尾時寛、課長補佐兼班長 谷口峻隆
充指導主事 田中えみ
教職員課 課長 中村正之、班長 大屋慎一、主査 鈴木良典
生徒指導課 課長 梅原浩一、課長補佐兼班長 森健人
子ども安全対策監 金児正嗣
学校経理・施設課 課長 太田和恵、課長補佐兼班長 小端邦彦
教育財務課 課長 奥田文彦、課長補佐兼班長 小西広晃
社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、班長 伊藤裕偉

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第29号	和解について	原案可決
議案第30号	損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決
議案第31号	損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決
議案第32号	令和2年度三重県一般会計補正予算 (第7号)について	原案可決

議案第 3 3 号	令和 2 年度教育功労者表彰について	原案可決
議案第 3 4 号	三重県文化財保護審議会委員の任命について	原案可決

6 報告題件名

- 報告 1 令和 3 年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について
- 報告 2 令和 3 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について
- 報告 3 令和 3 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について
- 報告 4 令和 3 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について
- 報告 5 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（8 月 2 0 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 2 9 号から議案第 3 2 号は、県議会提出前のため、議案第 3 3 号は、内容に個人情報が含まれるため、議案第 3 4 号は、人事に関する案件のため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の報告 1 から報告 5 の報告を受けた後、非公開の議案第 2 9 号から議案第 3 4 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

報告 1 令和 3 年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について

(公開)

(大塚小中学校教育課長説明)

報告1 令和3年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について
各採択地区内の市町等教育委員会で採択された令和3年度使用中学校用教科用図書の採択状況を別紙のとおり報告する。令和2年9月3日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

令和3年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について、ご報告をさせていただきます。本年度は、令和3年度から令和6年度まで中学校において使用する教科用図書の採択の年に当たります。

各市町等教育委員会では、法令の定めるところにより、それぞれの責任と権限において、この8月31日までに採択が行われております。

1ページの別紙をご覧ください。

県内には10カ所の採択地区がございますが、その採択地区ごとに採択された教科書の発行者名を略称で表したものが、この一覧表です。

小中学校の教科用図書は、原則として4年ごとに検定採択されることとなっております。今年度は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う中学校用の教科用図書全16種目の採択が行われました。

この表の見方についてですが、表中の網掛けをご覧ください。この網掛けが、今回の採択において、これまで使用してきた教科用図書とは異なる発行者に採択替えを行ったところです。例えば北勢第1採択地区の書写の欄では、上段に光村、下段に東書と記載しておりますが、この上段が新しい採択、下段が旧採択となっております。

2ページの参考資料1をご覧ください。

こちらは、今回の採択状況についてまとめたものです。発行者名の後ろの括弧内の数が、その発行者の教科書を採択した地区の数を表しております。教科、種目別の採択状況につきましては、今回の採択では地図と理科は、全ての採択地区で同一の教科書が採択されております。

また、社会の地理的分野、数学、音楽一般、音楽の器楽合奏では、10の採択地区中、8つの採択地区が同一の教科書を採択しております。

また、採択変更のあった採択地区、教科種目につきましては、10カ所の採択地区の全てで、いくつかの種目について採択替えがありました。また、16種目中、15種目で採択替えがありました。採択替えが全くなかった種目は、地図です。結果として16種目、10採択地区の延べ160種目中、43種目で採択替えとなっております。

なお、1ページの一覧表につきましては、ホームページに掲載し、広く県民の皆様へ情報提供をいたしたいと考えております。

以上、令和3年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について、ご報告をいたします。

【質疑】

教育長

報告1は、いかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告2 令和3年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について

(公開)

(井上高校教育課長・赤尾特別支援教育課長説明)

報告2 令和3年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について

令和3年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について、別紙のとおり報告する。令和2年9月3日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長・特別支援教育課長

資料の1ページをご覧ください。

県立学校の教科書採択の流れについて、ご説明します。県立学校の教科書については、毎年、採択を行うこととなっています。

ただし、特別支援学校小学部、中学部の検定本については、小学校・中学校と同様に4年に一度、採択することとなっています。各学校が、児童生徒の特性等に最も適した教科書を選定するとともに、一層の公正確保を期するために、PTA等、外部の方も含めた校内選定委員会を設置し、協議のうえ、校長が県教育委員会に内申します。この内申を受けて、県教育委員会は教科書の採択を行います。

次に、採択の概要についてです。高等学校で使用する教科書は、教科書検定を経て、高等学校用教科書目録に登載されている教科書の中から選定します。

令和3年度使用教科書の採択は、総数2,923点となっています。昨年度からは21点減少していますが、教育課程の変更等が主な要因です。

各学校別の内訳は、3ページをご覧ください。また、各学校別の採択表は、5ページ以降をご覧ください。

なお、今後、教育課程の変更に伴い、教科書採択についても、変更の可能性があることをご確認ください。

(特別支援教育課長)

続きまして、特別支援学校の教科書の採択の概要についてご説明いたします。3の(1)にありますように、特別支援学校では、児童生徒の障がいの種類や状態に応じて、検定本、著作本、一般図書の3つを採択しております。検定本は、文部科学大臣の検定を経た教科書です。著作本は、文部科学省が著作の名義を有する知的障がいのある児童生徒用の教科書や、視覚障がいのある児童生徒が使用する点字本などが含まれます。一般図書は、児童生徒の実態に応じた絵本や、卒業後の社会生活を見据えた内容の図書となっております。

次に、(2)採択の状況です。令和3年度使用教科書の採択は、総数で2,566点となっています。内訳は、検定本803点、著作本305点、一般図書1,458点となっております。全体の採択数は、昨年度と比べますと、946点の減少となっております。これは、小学部の検定本を令和元年度に採択を終えていることが主な要因です。

なお、各学校別の内訳及び各学校の採択表につきましては、資料の75ページ以降をご覧ください。

以上で、令和3年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択についての報告を終わります。

【質疑】

教育長

報告2は、いかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告3 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について（公開）

（井上高校教育課長・赤尾特別支援教育課長説明）

報告3 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。令和2年9月3日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長・特別支援教育課長

今回、報告いたします実施要項は、高等学校入学者選抜及び特別支援学校入学者選考に係る事務手続き等について規定したものであり、各県立学校及び中学校は、この実施要項にのっとり、選抜及び選考の事務を行います。

本実施要項は、10月中旬に冊子にして、各県立学校及び中学校に配付した後、事務説明会を開催し説明を行うとともに、県のウェブページにて一般公開する予定です。

お手元の報告3と別冊資料を併せてご覧ください。

報告3の資料1ページから4ページは、前年度からの主な変更点の概要についてです。

なお、7月9日の教育委員会定例会において、別冊資料の51ページから152ページまでの各高等学校別実施要項につきましては、既に報告していますので、本日は、それらを除いた部分について報告いたします。

三重県立高等学校入学者選抜実施要項における本年度の主な変更点は、4点ございます。報告の1ページをご覧ください。

1点目は、南伊勢高等学校についてです。南伊勢高等学校については、南勢校舎と度会校舎の募集を一括して行うため、選抜の業務及び検査を度会校舎で行うこととします。また、連携型中高一貫教育に係る選抜は、南勢校舎で行います。

2点目は、夜間定時制課程の再募集における検査内容についてです。定時制課程の再募集において、学力検査を実施する場合、これまで夜間定時制課程は、実施校が作成する基礎的な検査内容の検査問題を使用し、昼間定時制課程は、県作成の検査問題を使用することとしていました。令和3年度選抜から夜間定時制課程の再募集におい

て、当該実施校が作成する基礎的な内容の学力検査問題、又は県教育委員会が作成する学力検査問題のどちらかを高校が選択して実施することとします。

(伊藤教育総務課長)

教育長、傍聴を希望される方がおみえですので、許可願います。

(木平教育長)

傍聴を許可します。傍聴人は議場へ入室してください。

3点目は、海外帰国生徒、外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜における志願変更についてです。後期選抜において入学願書等受付締切後、海外帰国生徒、外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜から、特別枠以外の選抜への志願変更、又は特別枠以外の選抜から特別枠入学者選抜への志願変更を希望する者は、志願変更受付期間において、1回に限り、変更できることとします。その際、別冊資料の152ページ以降に掲載している各様式の中にある「様式8-2」、及び「様式9-2」を使用することとします。

4点目は、北星高等学校通信制課程の入学願書等の受付時間についてです。北星高等学校通信制課程における後期選抜及び追検査、再募集の入学願書等の受付時間を、同校が併設している定時制課程における入学願書等の受付時間と揃えるよう変更します。

(特別支援教育課長)

続きまして、令和3年度三重県立特別支援学校入学者募集要項について説明をさせていただきます。本年度の募集要項の変更点は2点です。資料の4ページをご覧ください。併せまして、別冊資料募集要項の154ページをお開きください。まず、1点目です。応募資格のある者についてです。

別冊資料を開いていただき、前半が県立高等学校の要項で、その後、高等学校の各様式が付いております。その次に、153ページ以降が、特別支援学校の募集要項となっております。その154ページをお開きください。154ページの表1のように、各特別支援学校では、対象とする障がい種別に応じた教育部門、及び志願できる区域を定めております。今回、この表の欄外の表記を、「障害児入所施設等に入所している者は、令和3年4月に居住を予定している区域にある特別支援学校を志願するものとする」と変更いたしました。家庭の事情等により障害児入所施設等に入所をしている生徒については、中学校等卒業後に保護者のもとへ帰る場合や、別の地域にある施設へ移る場合があることから、生徒本人が4月に居住を予定している区域にある特別支援学校を志願するものとするを明示しました。

選考、合格者の決定及び発表について、報告資料の4ページの2点目です。別冊資料は156ページ(7)の「合格者の決定及び発表」をご覧ください。昨年度までは、選考を合格した者について、「合格の通知を受けた者は、三重県立高等学校を改めて志願することはできないものとする」としておりましたが、「他の三重県立特別支援学校又は三重県立高等学校を改めて志願することはできないものとする」と変更いたしました。これは、生徒によっては、例えば知的障がいと肢体不自由といった2つ以

上の障がいを併せ有することがございます。その場合、事前の教育相談を知的障がいを対象とした特別支援学校と、肢体不自由を対象とした特別支援学校の両校において受けることができます。しかし、受検できる特別支援学校については、1校であることを明示したものです。

以上で、令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項についての説明を終わります。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

大森委員

確認です。海外帰国生徒、外国人生徒に係る特別入学選抜についてです。この変更に関してもそうですが、今回、新型コロナで日本語学校とか大学の留学生が入国できない、入試が受けられないかもしれない。海外帰国生徒の場合も同じようなことが起きると思うんですが、これについては、どう対応されるのでしょうか。外国人生徒もそうですが、願書は物流なので届きますが、人は往来ができない場合、これも受験を不可にするのか、その辺の対応というのはどうなるんですか。どこの教育機関も悩ましいところですので、答えはないかもしれませんが、その辺の検討は、今後してもらったほうがいいかと思います。

高校教育課長

現時点では海外から帰国して受験する生徒に関して、受験までの2週間前に、こちらに入国してもらって自宅待機等をしていただいてから受験してもらうということで考えておりますが、入国が難しいという場合に関しては、今後、個別に対応できるかどうかも含めて検討をしていきたいと考えております。

大森委員

前回、お話して変えてもらった入試募集要項の表紙の裏の実施日程の下、※印の一番下に、日程については回答をもらっているのですが、この文言が変わるだけなのかという気もするんですが。

高校教育課長

検討をさせていただきます。

教育長

ほか、どうでしょうか。その部分について検討ということで。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について (公開)

(中村教職員課長説明)

報告4 令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況に

ついて

令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。令和2年9月3日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1枚おめくりください。

第2次選考試験の実施状況ということで、8月18日の技能実技試験を皮切りに、その後、個人面接等をしまして、8月29日に、1次試験から新型コロナウイルスの対策をしながら、予定どおり終了することができました。

実施状況ですが、一番右端に、第2次選考試験の受験者数を書いております。その一つ横の左側が1次試験の合格者数ということで、こういうような状況です。一番下の合計のところ、1次試験1,291名の合格に対して、第2次試験を受験いただいたのが1,239名、受験率は96%ということで、かなり高い率になっているかと思えます。

ちなみに1年前、令和2年度は93.4%で、本年度のほうが少し高いような倍率になっています。校種別にも小学校は96%、中学校は95.4%、高等学校は95.2%、特別支援学校は100%となっております、こういう形で第2次試験を実施しております。

今後、採点業務を進めまして、9月23日に第2次試験の選考の合格発表を予定しております。

【質疑】

教育長

報告4は、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告5 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について (公開)

(伊藤教育総務課長説明)

報告5 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について、別紙のとおり報告する。令和2年9月3日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長

1枚おめくりください。「1「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の改訂について」 教育委員会では、長期休業後の学校再開にあたり、感染症対策の徹底と学びの継続を両立し、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応ができるよう、5月15日に、県立学校における「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を発出し、各学校へ状況に応じた適切な対応をお願いしたところです。

しかしながら、7月以降、本県においても新たな感染者が増加し、児童生徒や教職員への感染が確認されたほか、他県において学生寮でのクラスターが発生するなど、学校現場における感染症予防対策も新たな対応が求められる状況となっております。

これを踏まえ、8月17日付でガイドラインを改訂し、2学期が始まるにあたり、児童生徒の安全が確保されるようにということで、各学校に対策の徹底を改めて依頼しました。

ガイドラインは、参考資料として最後に添付しておりますが、主な変更点を説明させていただきます。「1 各校での対応」(1) 基本的な感染症対策 児童生徒の健康状態の把握について、毎日の健康状態の報告の方法について詳細に示し、登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合の対応を追記しました。

教職員の日頃の健康状態の把握と感染症対策の徹底を新設し、教職員の健康状態の把握を管理職が確認することを明記しました。

児童生徒及び教職員のマスクの着用について、十分な身体的距離が確保できる場合、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合、体育の授業では必要がないことを示しました。

エアコン使用時の換気について、必要性を示しました。

(2) 日常の清掃、消毒における対策、消毒を実施する範囲や、消毒液の有効性と使用方法について、詳細に示しました。

2ページです。清掃活動の方法について、必要性和留意点を示しました。

(3) 各教科等の指導における対策、改めて各教科における「感染症対策を講じても、なお感染のリスクが高い学習活動」について、詳細に示して、実施にあたっては感染症対策を十分に行った上で、慎重に実施することとしました。

(4) 学校行事における対策、学校行事を実施する際の目的や、その必要性について十分に検討することや、実施する場合の留意点を示しました。修学旅行については、当面の間、実施については、高校教育課、特別支援教育課と相談することとしました。

海外への修学旅行、研修旅行は、当面の間、オンラインによる交流とする見直しを行うこととしました。

(5) 特別支援における対応、文部科学省「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」、及び地域の感染状況によっては、県教育委員会の通知「県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について」の「レベル2になった場合の特別支援学校での教育活動について」に基づいた対応としました。

「2 登下校時の対策」です。登下校時のバスで3密が避けられない場合には、臨時バスを増便することを示しました。

特別支援学校におけるスクールバス利用時における留意事項ですが、通常の感染防止対策に加えて、児童生徒の安全確保のために、個別に必要な配慮や添乗する職員の感染防止対策への一層の配慮が必要なことから、詳細な留意事項を示しました。

「3 学校において感染者等が発生した場合の対応」ですが、(1) 児童生徒または教職員が濃厚接触者又はPCR検査を受けることとなった場合の対応を新設し、濃厚接触者又はPCR検査を受けることとなった場合の県教育委員会への報告の徹底と、その手順、学校の臨時休業の実施の判断等について示しました。学校で児童生徒や教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合の対応について、安全に帰宅させることや、可能な限り、他の児童生徒との接触を避けることを示しました。

(2) 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の学校の対応です。県教育委員会への報告の徹底や、教職員が感染した場合には病気休暇とすることを追記しました。

臨時休業の期間や実施についての判断、児童生徒及び保護者への連絡、感染が判明した場合の学校名の公表、消毒の実施について詳細を示しました。

濃厚接触者の特定については、調査への協力をすることや、特定された場合の学校の対応について詳細を示しました。

「4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒への対応」医療的ケアの実施に当たっての注意事項について、「1 ケア1 手洗いまたは手指消毒」「ケア前後の手洗いまたは手指消毒」を基本とすることを追記するとともに、注意事項について詳細を示しました。

「5 特別支援学校における給食に係る対応」、配膳、食事中、食事介助・歯磨きと場面を分けて、それぞれの対応について詳細を示しました。

「6 海外から帰国した児童生徒への対応」は、これまでどおりです。

「7 県外出身生徒が帰省する際の対応」、帰省するとき、三重県に戻るとき、三重県に戻った後と場合分けをし、それぞれの対応について示しました。

「8 感染者や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別、不確かな情報やデマへの対応」、感染は決して他人事ではないということを踏まえ、個人への偏見や差別につながる行為や人権侵害、誹謗中傷等は断じて許されないことを指導することとしました。

「9 児童生徒一人ひとりに寄り添った対応」は、これまでどおりです。

「10 部活動」については、感染予防対策や県内での宿泊を伴う活動や県外への移動を伴う活動、学校が臨時休業した場合に分けて、それぞれ留意点を示しました。

「11 寮、寄宿舎、下宿における感染症対策」を、ガイドライン等に基づき新設しております。

続きまして、「2 宿泊を伴う部活動及び県立学校体育施設開放事業について」ですが、8月31日に三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」が解除されたことを受け、宿泊を伴う部活動及び県立学校体育施設開放事業について、取扱いを変更しました。

「1 宿泊を伴う部活動について」は、留意点にありますように、このガイドライン等に基づき、行程や感染症対策について、保護者、生徒に十分説明を行い、理解を得たうえで自主的な参加とすることとしました。宿泊を伴う部活動を実施する場合は、事前に担当課へ報告することとしております。

「2 県立学校体育施設開放事業の再開について」ですが、3月以降、中止していたものですが、9月1日から予約受付を可能とし、9月15日から利用を再開することとしました。

最後に、「3 インターネット上での人権侵害・誹謗中傷等への対応について」ですが、インターネット上での人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るためのネットパトロールを実施するとともに、アプリ「ネットみえ〜る」を運用しております。

ネットパトロールの状況については、5月15日から毎日実施しております。検知された書き込みは、リスクに応じて4つのレベルに分類し、その日のうちに委託業

者から県教育委員会に報告されています。

検知した件数については、8月31日で44件となっております、全て4段階のうち、最も低いリスクレベル低です。検知した例は6例上げさせていただいております。検知した書き込みに係る対応（2）ですが、検知はされておりますが、多くは、どこの学校で感染者が出たのか、近所で感染者が出たことが怖いなどの感染者の情報に関する書き込みです。

「2 アプリ「ネットみえ〜る」の状況」についても、併せて書かせていただいております。これについては、SNSで児童生徒にかかわるいじめや不適切な書き込みを発見した場合に、その書き込みをスクリーンショットで撮り、その画像や被害にかかる情報を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を6月23日から利用を開始しております。その内容等については、（1）（2）のとおりです。ダウンロード数は2,594件となっております。その投稿は31件ありますが、子どもにかかわる件数は15件でした。

報告5は、以上でございます。

【質疑】

教育長

報告5は、いかがでしょうか。

森脇委員

2つありまして、1つは県立学校のことになりますが、市町の教員の管轄下にある小中学校では、これと軌を一にしたことが行われているのでしょうか、あるいはそれを県教委が支援しているのかということが1つ。

もう1つは、総合教育会議でも申し上げましたが、3ページの例えば偏見、差別、不確かな情報、デマへの対応ということで、これも一方で必要ですが、一方では不十分ながらも新型コロナウイルスに関する、ある程度の知見というのが蓄積されているようにも思うので、正しい情報を一方では伝えていくことも必要ではないかと。日々、知識が更新されていくので、なかなかハンドブックとかしおりみたいな感じでは難しいかもしれないですが、それをきちんと伝える、例えば回復した後に、そういう子どもたちとは自分は遊びたくないとか、遊びたくないと思っているだろう子どもがいるだろうとかいうようなパーセントが、4割ぐらいの子どもがそう思っていたりするわけですね。そういうことは、正しい知識がきちんと子どもたちに伝わっていないという問題があるんじゃないかと思うんです。それがデマも生んでいくことになるので、そのあたりは、きちんと子どもたちに伝える何か工夫とかを県教委もしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。2つ、市町の教委支援について。

宮路副教育長

1点目は、同じものを常に県立に送るときには、市町にも送らせていただいて、やり取りしながら、同じような対応が進められるように、市町が判断される部分があるわけですが、できるだけ同じような対応ができるように、いろいろやり取りしながら丁寧に進めさせていただいてまして、市町から、県が示すことによって市町もそれを踏まえて対応しやすいということで、できるだけ早めにこういうことを県立では今取

り組んでいるということをや取りしています。

2点目は、おっしゃるとおりで、今の時点のガイドラインはないんですが、当初から正しい知識を指導することというのは、学校に伝えてきまして、一方でおっしゃるように正しい、新しく出てきた知見とかを、その都度、更新していかないといけないという部分が、教育委員会としても、今後、どうしていくかはきちんと考えて、我々も収集しなければいけませんし、それを学校、また市町に伝えること、それから、人権の教材でも使っているんですが、正しいことを知って、それに基づいて判断をしていくということを学校で両面で指導するというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、今後もしっかりやっていきたいと思います。

大森委員

1つ、森脇委員と同じで、私も200何十症例があるので、実は私もそうなんですが、今、どこもフェイストゥフェイスで会議も何もできないので、文字が溢れすぎて見落とすことが多いので、そういう見せ方の工夫が要るのかなど。私も職場でいつも最近言っているんですが、PDFで大体皆さんは来るので、カラーで見ている時代です。そういう工夫をしないと、伝達を送るミスがあったりするといけないと思いますので、その辺の工夫はお願いしたいと思います。

2つ目は細かい話ですが、修学旅行は相談なんですが、バス移動を伴う遠足は可ということでしょうか。ここは2ページの4番の(4)のところですが、遠足も例えば歩いて行く、市町に伝えるときは、これでいいと思うんですが、歩いて行くのが屋外なので、今のところでは新型コロナは屋外では感染のリスクが低いということなので、いいと思うんですが、バス移動を伴うような高校生、中学生の遠距離の遠足というのは、どうなっているんですか。

副教育長

特段、今、示していないのですが、バス移動ですと、通常の学級にいるメンバーとの接触しかありませんので、どちらかというと、例えば新幹線を利用するとか、どこか他県へ行って泊まって、いろんな観光地を巡るとか、そういう不特定の人と接触する場面のほうがリスクが高いということで、今のところ、バスで移動することについては、特段、感染症対策の換気などはしてもらった必要がありますが、スクールバスと一緒にするような形でするところありますが、どちらかといえば、修学旅行がリスクが高いということで、そちらをメインにさせていただいて、バスの移動というのも、当然感染症対策をしっかりしてもらおうということではありますが、それ自体を避けるようにするという事までは、今、求めています。

大森委員

遠足の目的地は、不特定多数の人と接触する可能性があるわけですね。

副教育長

そこはふまえて考えていきたいと思います。

教育長

報告5につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る正しい知識をいかに伝えるかということ、更に検討するというご意見をいただいた上で、了承いたしました。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第29号 和解について（非公開）

梅原生徒指導課長が提案、金児子ども安全対策監が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）

議案第31号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）

太田学校経理・施設課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第32号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第7号）について（非公開）

奥田教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第33号 令和2年度教育功労者表彰について（非公開）

伊藤教育総務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第34号 三重県文化財保護審議会委員の任命について（非公開）

林社会教育・文化財保護課が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言